

提出意見とこれに対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和3年12月21日（火）から令和4年1月20日（木）まで

2 意見の件数 4人 28件

3 意見の内容と県の考え方

(1)【「計画に関する基本的事項」に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>P1「計画の期間」にて、「この計画の期間は、2021年度(R3年度)から2023年度(R5年度)までの3年間とします。」とありますが、既に2021年度は9ヶ月(1年の3/4)以上が経過し、当該パブリック・コメント（県民意見の募集）の締切-意見への回答作成-公表の時点で2021年度は残り2ヶ月を切っている筈です。</p> <p>計画期間の見直しが必要と考えます。</p>	<p>生活習慣と循環器病の関連等について、既に2021年度(R3年度)から普及啓発等の取組を開始していることから、計画期間を2021年度(R3年度)から2023年度(R5年度)までの3年間としています。</p>

(2)【「循環器病対策に係る現状と課題及び取り組むべき施策」に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	<p>健康寿命の延伸、循環器病の減少には、タバコ対策（禁煙推進、受動喫煙の危害ゼロ）を重点目標の一つに据えることがとても重要です。</p>	<p>たばこ対策については、「山口県たばこ対策ガイドライン」に基づき、受動喫煙防止、喫煙防止（未成年・妊産婦等）、禁煙支援を柱に取組を進めています。また、「健康やまぐち21計画」とも連携を図りながら取組を進めてまいります。</p>
3	<p>タバコ対策（禁煙推進、受動喫煙の危害ゼロ）の具体化のために、受動喫煙防止条例を既に施行されているところですが、条例及び健康増進法の受動喫煙対策だけでは不十分な点が多々あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙飲食店に「禁煙」掲示が義務付けられていない ・家庭内、同室内、自動車内などでの子どもら（及び胎児・妊婦）の受動喫煙防止が規定されていない ・子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定がない ・第二種施設の喫煙専用室を無くす方向が望まれる など 	

4	<p>喫煙者の禁煙を促す施策として、禁煙治療費の 2/3 助成制度を設けるのが良策と思います。対象喫煙者の人数など予算化の関係で、すぐには難しいようであれば、例えば、当面、子どもや妊婦のいる家族と同居する喫煙者に対象を限定することから始めても良いのでは。そのような制度を設けている自治体はいくつかあります。県と市町村が連携し進めていただいてはどうか。</p>	
5	<p>本内容に、コロナ禍を踏まえた、循環器病対策推進について、以下などの推進もよろしくをお願いします。(本計画で少しだけ触れられていますが)</p> <p>A. 新型コロナ感染症を抑え込む新生社会、また皆が健康を分かち合うコロナ後の社会とするためには、三密が避けられない公的な場所での(マスクを外さざるをえない)喫煙と受動喫煙(紙巻きタバコ、加熱式タバコ、電子タバコを含め)は、基本的に認められないスタンスが不可欠であり、喫煙可能店の禁煙化および喫煙室の閉鎖が必須となるべきです。</p>	
6	<p>摂食嚥下障害については、関連職種との連携が深まる機会が必要だと思っています。研修会などありますがお互いに意見を交わす場があればさらに良いのではないのでしょうか。</p>	<p>今後、保健や医療、介護など多職種連携を目的とした研修会や情報交換会の開催を検討してまいります。</p>

(3)【計画全般について】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	<p>本文中、疾患・病床の説明はありましたが、その他にも専門用語、行政用語が散見されま す。</p> <p>「語句説明/語句解説」付記願います。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の案件には「用語解説/語句説明」掲載を必須とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、用語解説を追加しました。</p>
8	<p>当方、前述『パブリック・コメント/県民意見募集の案件への「用語解説/語句説明」掲載』という内容の意見をここ数年間県のパブリック・コメント/県民意見募集に出し続</p>	

	<p>けております。</p> <p>今回当計画（案）に「用語解説/語句説明」がない理由を明示願います。</p>	
9	<p>本文内年代記述が、ほぼ全て西暦元号併記となっており、時系列等分かり易くありがたいです。</p> <p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、年代記述は全て西暦元号併記又は西暦のみの記載とする様県行政対応を御願ひ致します。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>各図表への通し番号と出典付記は有難いです。</p> <p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、図・写真・表表記に通し番号と出典を付記する事を必須とする様県行政対応を御願ひ致します。</p>	

(4) 【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	<p>当該案件、本文 64 頁と多量の資料であり、又本来であれば記載法令、関係県施策等々の内容も確認の上意見すべきと考えます。</p> <p>その様な案件、年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 11 案件実施、資料数十頁にもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は期間不足と考えます。</p> <p>又、本文各所に記述不足があると感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
12	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願ひます。</p>	
13	<p>前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>本パブリック・コメントは、「山口県パブ</p>

	集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。	リック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。
1 4	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。</p>	意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
1 5	同様に、「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。	
1 6	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。	
1 7	同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願ひます。	
1 8	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願ひます。	
1 9	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願ひます。	
2 0	前述御返答内容に関わらず、11 案件集中・期限通常通り1ヶ月での意見募集では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
2 1	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由	

	<p>に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）</p>	
2 2	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度であったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。（記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します）。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月26日の中国新聞、12月30日の山口新聞、1月6日の宇部日報「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。</p> <p>また、資料は、県庁ホームページに掲載するだけでなく、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センターで文書閲覧により実施しました。</p>
2 3	<p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。（新聞にはパブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。）</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月26日の中国新聞、12月30日の山口新聞、1月6日の宇部日報「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。</p>
2 4	<p>意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中(案件詳細は県ホームページ御確認)」と言った記述もありませんでした。</p> <p>上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明</p>	

	示願います。	
25	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分になされたかどうかの判断」(十分・不十分)を御明示願います。）</p>	
26	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
27	<p>現在、前述のパブリック・コメント（県民意見の募集）、いずれも募集期間締切 1/20で募集実施となっております。</p> <p>一方、感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っております。</p> <p>もし、文書閲覧可能施設が一か所であれ臨時休業となっているのであれば、募集期間の延長を実施すべきと考えます。</p> <p>御検討御対応宜しく御願ひ致します。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p> <p>文書閲覧可能施設の臨時休業はありません。</p>

(5)【その他】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
28	<p>当計画に、脳梗塞のことが記載されているか分かりづらい。検索する際、わかるようにしてほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、計画名に「脳卒中」という表記を追加しました。</p>